

スーパー定期「だいしんプレミアム定期」

2024年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 (S・M型) (スーパー定期「だいしんプレミアム定期」)
2. 販売対象	・個人および一般法人・任意団体 (金融機関や公金・宗教法人等の非課税法人は除きます。)
3. 期間	・1年の定型方式 (元金・元利自動継続式)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1口座あたり30万円以上1,000万円以下 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利	・固定金利 ・預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・本商品取扱期間中の自動継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率を適用します。 本商品取扱終了後の自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法(頻度)	・満期日以後に一括して払います
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・個人の場合はマル優の取扱いができます。 ・証書または、通帳式により取扱いいたします。 ・「総合口座」の担保とする取扱いはできません。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、「定期預金の中途解約利率一覧」の預入期間に応じた期限前解約利率および、預入日から解約日の前日までの日数により、計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページ「 預金金利一覧 」、店頭備付けの金利表示ボード、または窓口へ照会ください。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部にお申し出ください。 <業務部> 電話：0120-880-568 (フリーダイヤル) 3⇒8 9時～17時 【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、ホームページまたは、営業店に配備されている「 当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要 」に記載された受付機関にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 1預金者あたり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・本商品の預け入れは、当庫本支店1カ店のみの取扱いとします。 ・だいしん未来支店での取扱いはできません。